



2025年11月7日

各 位

会 社 名 株式会社学研ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 宮原 博昭
(コード: 9470 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレート本部 法務室長 小堀 尚昭
(TEL. 03-6431-1066)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年12月19日開催予定の当社第80回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、本定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 自然災害や感染症などの不測の事態等を踏まえた柔軟な株主総会運営を図るため、現行定款第14条（開催場所）を削除するものであります。
- (3) 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、また、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを可能とするために、取締役会の決議によって取締役の責任を法令の定める範囲で免除することができる旨の規定を新設し、あわせて業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条を変更案第28条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役

の同意を得ております。

(4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年12月19日（金）

定款変更の効力発生日 2025年12月19日（金）

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第10条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議<u>又は</u>取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p>(開催場所)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

<p>第14条 株主総会は、東京都区内で開催する。 (電子提供措置等)</p> <p>第15条 (条文省略) 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 (現行どおり) 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。</p> <p>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、前項の</p>

	<p><u>定めにかかわらず、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
(新設)	(代表取締役及び役付取締役)
第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第 21 条 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第 23 条 (条文省略)	第 22 条 (現行どおり)
(招集通知)	(招集通知)
第 24 条 取締役会の招集通知は、会日から 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。	第 23 条 取締役会の招集通知は、会日から 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
(新設)	2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(決議の方法)	(決議の方法)
第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、 <u>出席取締役の過半数をもって行う。</u>	第 24 条 取締役会の決議は、 <u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)

	<p>第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第 26 条 （条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（社外取締役との責任限定契約）</p> <p>第 28 条 （新設）</p> <p>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項に基づく賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第 26 条 （現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項に基づく賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>（員 数）</p> <p>第 29 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p>（選任の方法）</p> <p>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使する</p>	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

<p><u>ことのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(任期)</p>	(削除)
<p>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のために選任された監査役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(招集通知)</p>	(削除)
<p>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日から 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	
<p>(決議の方法)</p>	(削除)
<p>第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	
<p>(常勤監査役)</p>	(削除)
<p>第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役会規則)</p>	(削除)
<p>第 35 条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	
<p>(報酬等)</p>	(削除)
<p>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p>	(削除)
<p>第 37 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に基づく賠償責任を法令の定</p>	

<p>める限度まで限定する契約を締結すること ができる。</p>	
(新設) (新設)	<p>第 5 章 監査等委員会 <u>(招集通知)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日から 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(決議の方法)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>
(新設)	
(新設)	
第 6 章 計 算 第 38 条～第 41 条 (条文省略)	第 6 章 計 算 第 33 条～第 36 条 (現行どおり)